保護者の皆さまへ

水俣市教育委員会では、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施を図るため、水俣市就学援助制度に基づく援助を行っています。

1. 就学援助（準要保護）とは
経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒について、就学に必要な費用を援助するものです。

2. 就学援助（準要保護）の対象者
水俣市立小学校又は中学校に在学する児童及び生徒の保護者で水俣市教育委員会が定める基準に該当する者

3. 申請期間
令和6年度の申請は、令和5年11月頃から、児童及び生徒が在籍する（または就学予定の）小中学校で受け付けます。なお、市外からの転入、特別な事情等により経済状態が悪化した場合等による申請については、随時受け付けます。

4. 注意事項（よくお読みください。）
（1）前年度に就学援助を受けた方が、引き続き受給を希望する場合も、新たに申請が必要です。
（2）生活保護（教育扶助）を受給されている場合、申請書を提出していただく必要はありません。
（3）申請書を提出いただいても、期限までに必要な添付書類の提出がない場合、認定日が遅れたり、認定できない場合があります。
（4）審査結果については、学校を通じてお知らせします。

就学援助の費目と支給額

※援助の種類及び支給額については変更になる場合があります。 （※金額は令和5年度）

援助の種類	小学校		中学校	
	対象学年	支給額（年額）	対象学年	支給額（年額）
（1）学用品費等	1年生	13，230円	1年生	25，040円
	2～6年生	15，500円	2～3年生	27，310円
（2）学校給食費	全学年	対象経費の実費	全学年	対象経費の実費
（3）修学旅行費	6年生	対象経費の実費	2年生	対象経費の実費
（4）宿泊を伴う校外活動費	5年生	交通費、見学料	1年生	交通費、見学料
（5）新入学学用品費	1年生	54，060円	1年生	63，000円

不明な点がある場合、学校又は水俣市教育委員会　教育課（電話：61-1636）にお問合せください。

水俣市教育委員会